

災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定書

横手市長 高橋 大（以下「甲」という。）と〇〇 〇〇（以下、乙という。）は、災害時における災害救援ベンダーの使用について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災害救援ベンダーの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 災害救援ベンダーとは、災害時に飲料製品を無償で提供する自動販売機で、停電時においても飲料製品の取り出しが可能なものをいう。

（自動販売機の表示）

第3条 乙は下記に表示する場所に災害救援ベンダーを設置するものとし、甲は設置場所を提供する。

- （1）物件番号 〇〇
- （2）所 在 横手市〇〇〇〇
- （3）区分（名称） 〇〇〇〇
- （4）面 積 〇〇㎡

（協力の内容）

第4条 大規模災害の発生、またはその恐れがあり、かつ、災害対策本部の設置や避難所が開設された場合において、甲の責任により飲料の提供が必要と判断した場合は、甲は災害救援ベンダーの起動装置を操作し、自動販売機内の在庫品を提供するものとする。

- 2 乙が無償で提供する飲料製品は、災害救援ベンダー使用開始時点での機内在庫品のみとする。
- 3 甲は災害救援ベンダーを使用した場合、すみやかに乙へ連絡する。

（自動販売機の設置及び管理）

第5条 災害救援ベンダーの設置及び管理については、甲と乙が別に締結する「自動販売機の設置に係る市有財産賃貸借契約書」（以下、「本件賃貸借契約」という。）によるものとする。

（期間）

第6条 本協定の期間は、自動販売機を設置した日から本件賃貸借契約の満了日までとする。ただし、本件賃貸借契約が解除その他の理由により終了したときは、当該終了の日までとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

(甲) 横手市中央町8番2号

横手市長 高 橋 大

(乙)